

子ども自立生活支援センター身体拘束等適正化指針

1. 本指針作成の要旨

当センターにおける身体拘束等の適正化のため、本指針を定める。

2. 当センターにおける身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

支援に際して、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その必要性について組織的に検討した上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。

3. 身体拘束適正化のための検討委員会その他施設内の組織に関する事項

ア 虐待防止・身体拘束適正化委員会及び身体拘束判定会議の設置

当センターでは、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止・身体拘束適正化検討委員会」という。）を設置し、少なくとも年に1回以上開催する。また、当該委員会の下部会議として「身体拘束判定会議」を設置する。

虐待防止・身体拘束適正化委員会及び身体拘束判定会議の構成員は、「子ども自立生活支援センター会議・委員会設置要綱」の規定によるものとする。

虐待防止・身体拘束適正化委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

イ 虐待防止・身体拘束適正化委員会の役割

虐待防止・身体拘束適正化委員会では、実際に発生した身体拘束等の事例の分析検討をはじめ、身体拘束等の適正化のための研修のプログラム作成等を行う。

ウ 身体拘束適正化担当者の設置

当センターでは、身体拘束適正化の為の担当者を置く。

身体拘束適正化の為の担当者：支援部長

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当センターでは、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、身体拘束等の適正化の徹底を図るために、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年に1回以上）に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。本研

修に関する研修プログラムについては、虐待防止・身体拘束適正化委員会が作成するものとする。

5. センター内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きに関する基本方針

① やむを得ず身体拘束等を行う場合の組織的検討について

センター内でやむを得ず身体拘束等を行う場合、「県立子ども自立生活支援センターにおける身体拘束等についての取扱要領」第5条の規定に基づき、以下の3要件について身体拘束判定会議にて検討した上で実施するものとする。またその際、管理者、身体拘束適正化担当者、児童発達支援管理責任者、医務課職員等を含む複数の職員により検討する。なお当該検討の際には、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束等を行わないよう、慎重に判断するよう留意する。

要件	具体的内容
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。切迫性を判断する場合、身体拘束等を行うことにより利用者本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認すること。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。非代替性を判断する場合、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認すること。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択すること。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。一時性を判断する場合、利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定すること。

② 個別支援計画への記載及び障害者・家族への十分な説明について

身体拘束等を行う場合には、当該利用者の個別支援計画に身体拘束等の様態および時間、緊急やむを得ない理由を記載することとする。

また、当該個別支援計画について、適宜利用者本人や家族、児童相談所等に十分に説明を行い、了解を得ることとする。

ただし、予見できない突発的な事情等により、上記によらず身体拘束等を行った場合には、「県立子ども自立生活支援センターにおける身体拘束等についての取扱要領」第6条に規定する手続きを取るとともに、速やかに利用者本人や家族への説明を行い、説明日、

説明者、相手方、説明内容等を記録することとする。

③ 必要な事項の記録及びその保管について

身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、サービス提供した日から5年間保管することとする。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者又はその家族や関係機関が閲覧できるようセンター内に掲示する。

8. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本指針に定める事項以外にも、児童虐待（障害児含む）防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、身体拘束等の適正化の推進に取り組むこととする。

附則

本指針は、令和8年4月1日より施行する。